

(整理番号 2310)

茨城地方最低賃金審議会

本 審 議 第 6 回 議 事 要 旨

公開（一部非公開）

開 催 日 時	令和 6 年 9 月 10 日 13時30分 ～ 15時45分		
出 席 状 況	公益を代表する委員	出席 5 人	定員 5 人
	労働者を代表する委員	出席 5 人	定員 5 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定員 5 人
主 要 議 題	(1) 参考人意見聴取 (2) 特定最低賃金改正決定の必要性審議、答申 (3) 金額改正諮問 (4) 特定最低賃金専門部会の設置について (5) その他		
議 事 要 旨	<p>○主な審議事項</p> <p>(1) 参考人から意見聴取を行った。 使用者側参考人：鉄鋼業 労働者側参考人：電気・精密機械器具等製造業等</p> <p>(2) 特定最低賃金の改正の必要性の有無について審議を行った。 【労側委員主張】 ①労働条件の向上、②公正競争の確保、③労使交渉の補完、代替機能があるという理由から、3業種について改正の必要性ありと判断する。 【使側委員主張】 物価高、労務費アップ分の価格転嫁が進まない実情のなか、金利の引き上げや社会保険適用範囲の拡大など、中小企業を取り巻く状況は厳しさを増しているとして必要性はないと判断する。</p> <p>以上の主張から、公益が労側及び使側と協議した結果、使側から各業種ごとに引き上げるかどうかについてを含めて審議をするということを前提に必要性ありと判断するとの回答があり、3業種の特定最低賃金改正の必要性について、「必要性あり」と決定し、局長へ答申した。</p> <p>(3) 局長から、特定最低賃金改正決定について会長あてに諮問が行われた。</p> <p>(4) 特定最低賃金専門部会の設置及び今後の日程等の説明を行った。</p>		